

事務連絡
令和4年2月1日

奈良県医師会長 殿
奈良県病院協会会長 殿

奈良県福祉医療部
医療・介護保険局長
医療政策局長

高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症患者の重症化予防等にかかる
施設医や地域の医療機関等としての対応について（お願い）

平素は、本県の保健医療行政の推進に格別の協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大により、県内の高齢者施設等においても新型コロナ陽性者の発生報告が多数上がってきています。今後のコロナ入院病床の逼迫状況によっては、高齢の方でも軽症～無症状の方は即時入院ではなく、高齢者施設等で一定の入院待機期間が生じる可能性があります。

高齢者施設等での新型コロナへの対応については、厚生労働省より「高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」（令和4年1月20日付け事務連絡）で示されているとおりですが、高齢者施設等で新型コロナ陽性となった高齢者の重症化予防等のため、貴会員におかれては施設医や地域の医療機関等として、別紙をご参考にご対応をお願いいたします。

【高齢者施設等の施設医としてご対応をお願いしたいこと】

施設職員報告の患者情報や健康観察結果を確認、病状や治療希望等を勘案し、経過観察時の助言や以下①と②の対応をお願いします。

①症状悪化時の相談対応、受診（電話診察含む）、薬剤処方、点滴など

※有症状者への解熱剤などの対症療法薬の処方など、通常時に行っている対応の継続。

②重症化リスクのある患者に対しての中和抗体薬(点滴)、抗ウイルス薬(内服薬)の適応判断、処方

※処方にあたっては事前登録が必要です。（厚生労働省通知を参照）

※自院で処方できない場合は、対応可能な医療機関へ紹介をお願いします。

【地域のかかりつけ医療機関としてご対応をお願いしたいこと】

受診依頼があった場合には、電話診療、来院診察、往診など可能な対応をお願いします。

また、上記②「重症化リスクのある患者に対しての中和抗体薬（点滴）、抗ウイルス薬（内服薬）の適応判断、処方」ができる体制を整えていただきますようお願いいたします。

（参考）厚生労働省通知

「高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」（令和4年1月20日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000885787.pdf>

「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」（令和4年1月28日最終改正 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889676.pdf>

「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」（令和4年1月21日最終改正 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000885823.pdf>